

第1章 カナダ中等後教育制度における遠隔教育の位置づけ

平田 淳 (トロント大学大学院)

1. カナダ中等後教育制度の概観

カナダにおいては、教育は憲法により州の管轄とされているため、州ごとに異なる制度を有している。そのため「カナダの教育」あるいは「カナダの中等後教育 (post-secondary education) ¹」と一口では言えない部分が多くある。しかし、カナダの中等後教育の全体的な傾向を述べると、大要次のようにまとめることができるだろう。

カナダ中等後教育の歴史は、1663年のケベックにおけるラヴァル大学 (Université Laval、当時の名称はSéminaire de Québec) の設立に始まり²、現在ではカナダ全土で、コミュニティ・カレッジ206校、大学76校、計282校の中等後教育機関が存在する³。

カナダの中等後教育機関は、大学とコミュニティ・カレッジに大別できる。大学においては、研究を通じての教育がなされ、最終的に学位の取得が目的とされ、その後の大学院進学にも繋がる。他方カレッジにおいては、職業訓練に主眼が置かれ、学位の授与は行われず、卒業証明書 (diplomaあるいはcertificate) が与えられる⁴。この場合、コミュニティ・カレッジには、ケベック州における大学前教育機関であるCEGEP (collège d'enseignement général et professionnel) やColleges of Applied Arts and Technology、農業カレッジ、美術学校、教員養成カレッジ、X線医療学校、医療技術学校等、特定分野についての教育機関も含まれる⁵。以前はカレッジの教育水準の低さ等の問題点が指摘され、その評価は大学に比べて相対的に非常に低いものであったが、近年教育設備の充実等が図られ、中等教育修了者に対する大学教育に代わる有効な機関となってきている⁶。そのような傾向を反映してか、なお両者の主たる目的は異なるものの、近年では両者の間での機能のクロス・オーバーが顕著にみられるようになった。即ち、カレッジから大学への編入が認められ、その際にカレッジで取得した単位のトランスファーが可能となる場合もある⁷。カレッジによっては、1年あるいは2年の、大学進学準備のためのアカデミック・プログラムを提供するものもある⁸。また、多くの大学はカレッジと共同で研究を行っており、学生が学問的知識を、より地域社会に密着した場での実践にいかにして応用していくかということを学ぶ場を提供している。また、大学によっては、学部あるいは大学院レベルにおいて、卒業証明書の授与を行う場合もある⁹。

大学における入学要件や学位取得の条件は、基本的にカナダの大学には高度の自治権が保障されているため、それぞれの州、大学、さらには学部によって異なる。学部レベルへの入学許可に関していえば、ケベック州においては、中等教育修了後、上述のCEGEPでの2年間のプログラムを修了し大学入学資格を取得することが要求される。その他の州においては、中等教育修了後、直接的に大学進学の手続きが与えられる¹⁰。このような違いを反映してか、他の諸州が12年間の中等教育を設けているのに対し、ケベック州では11年となっている¹¹。

教養学部への入学許可については、中等教育において優秀な成績 (successful completion of a secondary school academic program) を修めていることが必須条件とされるのが通常であるが、エンジニアリングや経営学、教育学やジャーナリズムのような職業専門的プログラムにつ

いては、特に高いレベルの成績が要求される¹²。

学位取得に関しては、これも州、大学、学部によって異なるものの、3年もしくは4年のフルタイム学生として当該専攻に在籍し、一定の成績をおさめることが要求されるのが通常である¹³。3年であるか4年であるかは、学生の適正あるいは取得を旨とされる学位が普通及第 (pass) であるか優等 (honours) であるかによる¹⁴。3年での卒業が可能な州の大学で優等学位を取得するには、もう1年在籍することが要求される。その他の場合においては、優等学位はより高いコンセントレーションと成績を必要とするが、必ずしも1年多く在籍することが要件とはされない。優等学位は通常、大学院入学の必須条件と考えられている¹⁵。法律学や医学、歯学のような職業専門的学部への入学許可については、学士号取得要件の全てあるいは一部を満たすことが条件となっているのが通常である。つまり、これらの分野においては、中等教育修了後、修了に5年ないしは6年を要するということになる¹⁶。

大学院レベルについて、まず修士課程への入学に関しては、大学あるいは研究科によって異なるが、上述の通り、学部レベルにおける優等学位が必須要件とされるのが通常である。修士については最低1年のフルタイムでの研究が要件とされており、修士論文あるいはリサーチ・ペーパーが課される。博士課程については、フルタイム学生として最低3年（そのうち少なくとも1年はオン・キャンパス）の出席が要求される。博士課程進学には通常修士号の保持が要求されるが、学部レベルでの優等学位からの直接的な進学を可能としている場合もある¹⁷。

因に、カナダ全体でのフルタイム学生としての大学進学率は、1996-97年度で31.0%¹⁸、1996年の学士号取得者は12万8千人で1986年からは26,300人の増加を示している¹⁹。また、1996-97年度の大学院進学者は75,599人²⁰、1996年の修士号取得者は21,600人、博士号取得者は3,900人である²¹。

2. 中等後教育への連邦関与

カナダは10の州と3つの準州（これまでは準州はユーコン準州とノースウェスト準州の2つであったが、1999年4月にノースウェスト準州が2つに分割される形で、ヌナヴト Nunavut 準州が加わった）から成る連邦国家であり、現在のカナダの憲法に当たる1982年憲法（The Constitution Act 1982、以下単に「憲法」という）第93条において、教育は各州の管轄事項とされている²²。それは、唯一のフランス・カトリック文化圏であるケベック州の問題を初め、教育が宗教的社会的価値観の中心を成すとの考え方から、各州独自の教育制度を設ける必要性があったためと考えられる²³。とはいうものの、連邦政府が教育に対して全く関与してこなかったかという、そうではない。これまで連邦政府は、主にネイティブ・カナディアンやイヌイットの教育、軍隊所属者の子どもの教育、職業技術訓練教育等について直接的関与を示してきた²⁴。但しこれら連邦関与は、いわば例外的事項に属するものであり、メイン・ストリームの教育に対する連邦政府の関与とはいえない。連邦政府のメイン・ストリームへの関与形態としては、主に補助金の交付という形をとってきた。そこで以下では、連邦政府による中等後教育機関に対する関与を概観し、その後連邦政府と遠隔教育の関係に言及することとする。というのも、遠隔教育については、通常の連邦政府による関与とは多少異なる形態をとっているからである。

① 中等後教育への連邦関与の概観

上述の通り、憲法第93条は、教育を州の管轄事項としている。これについては、憲法は教育に対する州の第一次的管轄権を規定しているに過ぎず、連邦の関与を100%否定しているわけではない、という解釈も存在する²⁵。その法的問題点については紙幅の関係上詳述することはできないが、連邦政府が補助金という形でかなり積極的に教育に関与してきたことは事実である。その正当化の根拠としては、従来は各州の教育財政の高低による教育機会の不均衡の是正 (equalization)、連邦政府の大きな徴税権が挙げられてきたが²⁶、近年ではこれらに加えて、国家経済の発展を担う人材育成への連邦政府の国家政策としての関与の重要性等が指摘されている²⁷。

連邦政府による中等後教育機関、特に大学に対する関与の端緒は、第一次大戦時にまで遡る²⁸。即ち各種調査についての緊急の必要に迫られ、1916年にNational Research Councilが設立された。第一次大戦後も本カウンスルは存続し、限定的ではあるが大学ベースの研究者や大学院生に対し援助を行った。そして1919年には、退役軍人にカレッジや大学へのアクセスを与えるための財政支援プログラムを策定した。1945年には退役軍人リハビリ法 (the Veterans' Rehabilitation Act of 1945) が制定され、初めて大学への連邦政府からの直接的サポートが実現した²⁹。この法律に基づいて、大学での退役軍人リハビリ教育について、大学・学生双方に連邦政府が補助金支出という形での支援を行った³⁰。

その後、学生数の飛躍的増加に伴い、連邦政府の大学に対する財政支援を可能とする一連のアレンジが加えられ、支援形態としては当初の直接支援から、州政府の大学運営費をサポートするという形で、いわば間接的な連邦政府による大学への財政支援に次第にシフトしていく³¹。中等後教育に限定はされないが、カナダの教育支出全体に占める連邦政府による財政援助の割合は、1979-80年度に8.3%、1984-85年度に9.2%、1989-90年度は9.8%、1994-95年度11.3%、現在は約12%であり、漸増傾向にある³²。

間接的支援については、現在では、1977年連邦・州会計アレンジ並びに中等後教育及び保健への連邦援助に関する法律 (the Federal-Provincial Fiscal Arrangements and Federal Post-Secondary Education and Health Contribution Act 1977) と、教育における公用語プログラムに基づいてなされている³³。

ところで連邦政府は、大学ベースの調査研究に対する第一次的スポンサーとみなされている³⁴。その際、連邦政府の援助は3つの調査研究に関するグラント・カウンスル (grant council) を通して行われる。即ち、カナダ医学研究カウンスル (the Medical Research Council of Canada)、カナダ自然科学及びエンジニアリング研究カウンスル (the Natural Science and Engineering Research Council of Canada)、カナダ社会科学及び人文学研究カウンスル (the Social Science and Humanities Research Council of Canada) である。これらカウンスルは連邦政府からは独立した形で、効果的なりサーチ・ベースを構築し、大学の研究活動をカナダの社会経済的優先性と連関させ、高度に熟練した研究者を養成することに責任を負う。

また、カナダ学生ローン法 (the Canadian Students Loan Act) に基づいて、連邦政府から学生への直接的財政支援も行われている³⁵。

このような状況にある連邦政府による教育関与であるが、近年、より大きな連邦関与が産業界初め、国家経済の発展と結び付ける形で要請されている。即ち、大学を、国家経済の発展を支える人材を育成する場という意味で鍵となる存在であると捉える。ここでは、特に高度にハイテク化する産業界のニーズに応えることのできる人材を育成することは、国家規模の関心であるとされる³⁶。そのため、各州の教育大臣が集まる場であるカナダ教育相委員会 (the Council of Ministers of Education, Canada, CMEC) の機能強化を提唱する向きもあるが³⁷、CMECは独自の事務局は有するものの、あくまで各州の教育大臣のコミュニケーションをとるための場であるため、連邦政府からの代表者はメンバーとはなっていない³⁸。そのため、連邦政府の教育関与を促進するための主体とは、未だなっていない。

② 連邦政府と遠隔教育

連邦政府の教育への関与が、従来主に補助金の交付という形で行われてきたことは上述した通りである。そこで以降では、本稿の中心的課題である遠隔教育への連邦関与の問題について言及していく。

連邦政府の遠隔教育への関与が表面化するのには、いわゆるテレ・コミュニケーション (tele-communication) 技術が発展する時期と軌を一にする。即ち、1962年にカナダ初のサテライトが打ち上げられると³⁹、それに対応する形で連邦政府は1970年にコミュニケーション省 (Department of Communication) を設置し⁴⁰、テレ・コミュニケーションそのものに対する大きな関心を示した。そして70年代後半から80年代初めにかけて、連邦政府は教育へのテレ・コミュニケーション技術の適用に関心を示し始める。即ち、連邦政府はコミュニケーション省を通して、多くの州政府との協力の下、テレ・エデュケーション (tele-education) の実験的プロジェクトを実施した。このプロジェクトは、教育テレビ放送シグナルの範囲の拡大や遠隔地にいる教師と中心地にいる教師とを結び付けること、北極海周辺のイヌイット・コミュニティー相互間に自身の言語によるビデオや電話によるコミュニケーションを提供すること、そして異なる地域に位置する研究機関が授業やゼミナール、会議などを共有することを可能とするといったことを含んでいた。また80年代半ばには、その後どのような活動がテレ・エデュケーションの分野で、上述のプロジェクトの結果として生じているか、あるいはテレ・コミュニケーションサービスはどの程度遠隔教育において当時用いられていたか、そして将来の展望などを確かめるための調査を実施した⁴¹。更に、ニューファンドランド州におけるテレ・メディスン (tele-medicine) プロジェクトやブリティッシュ・コロンビア州のthe Knowledge Networkの形成に、連邦コミュニケーション省が重大な影響を及ぼしたし、またIndustry Canadaは、カナダ経済の鍵となると考えられるある特定の産業セクターにおいて、どのような人的資源が必要とされているかを調査する労働者・経営者・政府会議を形成し、遠隔教育の適用について補助金の交付を始めたということも指摘される⁴²。

このように、教育全般の中で、連邦政府は特に遠隔教育への関与を強めていく⁴³。というのも、連邦政府と州政府の権限配分の中で、テレビやラジオ、電話、サテライトといった設備の整備は連邦の責任下にある。そういった設備を遠隔教育に利用するためには、州政府は連邦政府と交渉する必要がある⁴⁴。故に、1977年に、サテライト技術を教育分野において利

用可能なものとしたのは、連邦政府である⁴⁵。つまり、そこでは補助金の交付にとどまらず、間接的ながらも連邦政府による遠隔教育への関与は不可避のものとなるのである。

現在では、コンピューター利用に伴って教材開発費が莫大なものとなるという点、あるいはインフォメーション・ハイウェイの整備に伴い、必ずしも遠隔教育が1つの州内で完結せず、州を跨がって行われるという点等に鑑み、補助金等の支出等を通じての一層の連邦政府の関与を求める声もある⁴⁶。

3. カナダ遠隔教育のデリバリー方法 ～プリント教材からコンピューターへ～

カナダは遠隔教育の分野においてパイオニア的な存在と比喻される。それは、そのデリバリー方法が常に世界の最先端を行っているといっても過言ではない状況によるものと考えられる。そこでここでは、カナダにおける遠隔教育の歴史的概観を、デリバリー方法という観点から行っていくこととする。

カナダ遠隔教育の歴史は1889年、オンタリオ州キングストンのクイーンズ大学 (Queen's University) にその端緒を見ることができる。そこでは、教養科学部 (the Faculty of Arts and Science) において単位を授与する通信教育⁴⁷が行われた。1907年にはサスカチュワン大学 (the University of Saskatchewan) が「カナダ青年職業訓練ワークショップ (Canadian Youth Vocational Training Workshop)」他2つのコースをオフ・キャンパスで提供した⁴⁸。

早くも1935年には、ラジオを用いた遠隔教育が行われる。即ち、カナダで初の放送網を用いたアダルト・オープン・ラーニング・システムである「アンティゴニッシュ運動 (Antigonish Movement)」が始まった。これはCBC (Canadian Broadcasting Corporation) とカナダ農業連盟 (the Canadian Federation of Agriculture)、カナダ成人教育連合 (the Canadian Association for Adult Education) のジョイント・ベンチャーであった。「Farm Radio Forum」と名付けられたこの運動のプログラムは、教育放送 (educational broadcasts) やプリント教材を含むものであり、フォーラムあるいはディスカッション・グループに基づいて行われたが、そこでは、地方に住むリスナーの考えや理解を刺激するようにデザインされた教材が中央事務所 (the national office) から配付され、教材には双方向のコミュニケーション・プロセスという要素が含まれていた⁴⁹。

この運動はカナダの地方コミュニティーにおける農業従事者の社会経済的問題への活発なアプローチを大いに刺激するものであり、1939年のカナダフィルム委員会 (the National Film Board of Canada) 設立の契機となった。当該委員会は、1967年にはニューファンドランド州のメモリアル大学 (Memorial University) の公開サービス (Extension Services) での「変化への挑戦プログラム (Challenge for Change Programme)」に関与し、1968年にはケベック州の地方住民のための社会的啓蒙プログラムであるTEVECに参加した。

この間、ブリティッシュ・コロンビア大学 (the University of British Columbia、ブリティッシュ・コロンビア州) が1950年から1973年まで、継続教育センターで18のコースについて単位を授与する通信教育を実施した。これらコースは教養学部によって開発され教授がなされた。1966年にはリジャイナ大学 (the University of Regina、サスカチュワン州) もオフ・キャンパスでの通信教育を始めた。リジャイナ大学では、インストラクターが遠隔地まで車でかけ、

そこで設けられた教室で授業を行うという形態が採られた⁵⁰。

1960年代後半には、教材としてビデオが用いられるようになった。即ち、上述のメモリアル大学では、1967年にフォゴ島 (Fogo Island) にちなんで名付けられたFOGOという学習プロセスが組織された。そこで教材としてビデオテープが用いられたのである。また公開学部 (Extension Department) の9つの分野の代表者それぞれに、カメラ、ビデオデッキ、モニターが与えられた⁵¹。

1970年代に入り、カナダの遠隔教育はアサバスカ大学 (Athabasca University、アルバータ州) の設立とともに大きな発展を見せる。当初アサバスカ大学はアルバータ大学への入学希望の増加を緩和するため、1970年に伝統的な教育を行う大学として設立された。ところが1972年に設置主体である州政府は方針を転換し、科学技術や成人のための教育機会を向上させる新しい手続きを適用し、学士号取得に通じるプログラムを提供するための学習システムを作り出すためのパイロット・プロジェクトを実行するための権限が、アサバスカ大学暫定理事会に与えられた。その結果、学生がいつでも入退学することができ、自ら学習のペースをとることができるような運営方針を採用した。また、家庭学習コースは教科に関する専門家や教育デザイナーあるいは編集者で構成されたチームによりデザインされ、そのような技術的専門家とは個別に契約をかわして雇用している。あるいは特に遠隔教育であることを考慮に入れての、図書館サービスの充実を図る、インストラクションの向上を図ったりメディア利用について専門に担当するユニットを設けるなど、遠隔教育特有のニーズに対応するための各種サービスを実施した。つまりここでは、特に遠隔教育に焦点を当て、遠隔教育実施主体としての自律性をもった大学運営が実施されたのである⁵²。

遠隔教育に本格的にテレビが利用され始めたのは、1970年以降である。オンタリオ州において、それまでのオンタリオの教育テレビ分野の機能を吸収する形で、オンタリオ教育コミュニケーション局 (the Ontario Educational Communication Authority、OECA) が設立された。そして1974年OECAはTVOntarioというネットワークを設立する。そこではエレクトロニクスその他関連メディアを駆使して、オンタリオ州の住民に対し教育機会が提供された⁵³。

1980年代になると、ブリティッシュ・コロンビア州で州政府により非利益機関としてthe Knowledge Network of the West Communication Authority (KNOW) が設立された。KNOWは教育テレコミュニケーションに関する組織間機関であり、サテライトやケーブルテレビといった手段を用いたプログラムの開発をその主たる機能としていた⁵⁴。このネットワークを用いて、ノースアイランド・カレッジ (North Island College) は「インターアクティブ・テレビジョン」というプログラムを実施した。これはKNOWのケーブルとサテライトを使ってライブでの講義やパネル・セッションを行い、学生は電話で質問し、それに対しオン・エアで答える、という授業方式である⁵⁵。

1980年代半ば以降は、Emailやコンピューター会議等、コンピューターを用いた遠隔教育が本格的に普及してくる。例えば、オンタリオ教育研究所 (Ontario Institute for Studies in Education、OISE、オンタリオ州) では、1986年には実験的に、コンピューターを媒介としたコミュニケーションを遠隔教育のデリバリー方法として採用している⁵⁶。

その後多種多様な教育用ソフトウェアも開発され、コンピューターを用いた遠隔教育は、カ

ナダ全土で発展を見せる。即ち、別項で詳述されるアサバスカ大学を初め、多くの大学がコンピューターを第一次的な遠隔教育のデリバリー方法として採用することとなる。また、これも別項で詳述されるが、Telelearning Network of Centre of Excellenceのような、テレラーニングの調査研究開発を使命とした機関も設立されるに至っている。

4. カナダ遠隔教育の今後 ～まとめに代えて～

カナダにおいて遠隔教育が発展した要因は、広大な国土、それに比べて少ない人口、加えてロッキー山脈などの豊かな自然ゆえに分散した人口分布に求められてきた⁵⁷。そのため、従来は遠隔教育の需要者として、遠隔地に住む者が第一に挙げられてきた⁵⁸。加えて、遠隔教育の学習者としては、男性より女性が多い、比較的若い層に多い（17-34歳で58%を占めた）、学歴が低い、低収入等の要素が傾向として指摘されてきた⁵⁹。しかし近年、その傾向が変化してきている。即ち、遠隔教育受講者の居住地の分布は、人口全体の分布とほぼ合致しており、殊更に遠隔地居住者が大部分を占めているというわけではないということ⁶⁰、大部分の遠隔教育受講者はオン・キャンパスでの充実した教育を受けることができる大都市圏に住んでいるが、職業的あるいはライフサイクル的に、より時間的に柔軟性がありコスト・イフェクティブ（cost-effective）な学習を希望しているため、遠隔教育を選択するということが⁶¹、それ故に地理的要因は重要性が減少してきていることが指摘されている⁶²。つまり、遠隔教育の重要性はgeographical distanceからtime flexibilityへと移行してきているということが示唆されるのである。

また、遠隔教育のネットワーク化も今後の発展のための重要な要素となってくるだろう。例えば、1984年には4つの西部諸州（ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州）の教育大臣とユーコン準州、ノースウェスト準州、そして連邦の政府間関係大臣（Minister of Intergovernmental Affairs）が協働的活動を模索するための遠隔教育会議の創設について合意を交わした。TVOntario、KNOWは上述の通り組織間組織であり、複数の教育機関が共通のネットワークの利用を通じて協働関係を作っている⁶³。オンタリオ州では1986年に、北オンタリオの住民のための遠隔教育ネットワークとして、Contact North / Contact Nordが設立された⁶⁴。

また、カナダにおいては、ネットワークの共同利用にとどまることなく、遠隔教育に関する複数の教育機関や研究機関の協働（collaboration）を可能とする多くの共同体（consortia）が形成されている。例えばケベック州政府は1984年フランコフォン教育の共同体であるCANAL（Corporation pour l'avancement des nouvelles applications des langues）を設立した。CANALはその他の教育機関との間でプログラムの交換を可能とするためのサテライトやビデオの連関を作り出すことと、オーディオ・ビジュアルを用いた教材の流通の促進をその機能としている⁶⁵。また、別項でも述べるが、Technical University of British Columbiaは、アルバータ大学（University of Alberta）、ヴィクトリア大学（University of Victoria）、サスカチュワン大学（University of Saskatchewan）、マニトバ大学（University of Manitoba）と共同でWestMOST Consortiumという、特にソフトウェアテクノロジー分野における学生の単位互換制度などを設けた協働関係を構築している⁶⁶。こういった共同体創設の必要性は、近年の遠隔

教育におけるサテライトやコンピューター利用に伴う教材の開発に莫大な費用がかかること、今後の遠隔教育のネットワークが特定地域や州に限定されることなく、カナダ全土に亘って、あるいは国際的に広がっていくという可能性に鑑み、著作権等の問題は残るものの、各機関の競争 (competition) より協力 (cooperation) が要請されているという状況から引き出されるものである⁶⁷。

国際的協働については、第7章で採り上げられているブリティッシュ・コロンビア大学とメキシコのモンテレー工科大学 (the Monterrey Institute of Technology) との協働によって提供されている遠隔教育に加えて、先項次年度 (2000年) の学生募集を開始した、カナダで最も新しい大学である北極大学 (the University of the Arctic) が挙げられる。当該大学はカナダ、ロシア、フィンランド、スウェーデン等、北極を取り囲む8カ国により支援された国際的努力の結果に設立された。ここでは特に、北極周辺の遠隔地に住む学生に焦点が当てられ、主に情報技術を用いたデリバリー方法が採用される。⁶⁸

このように、カナダにおける遠隔教育、特にコンピューターを用いた遠隔教育は、今後より一層の需要の、あるいは重要性の増加が予想される。

1. 従来は中等教育後の教育について、高等教育 (higher education) と継続教育 (further educationあるいはcontinuing studies) に区別して表現されることが多かったが、生涯学習の需要の高まり等に鑑み、前者が後者の機能を果たすことも少なくなってきたという国際的傾向に徴して、ここでは両者を区別せず中等後教育 (post-secondary education) という用語を用いることとする。実際、カナダにおける近年の論文においても、ほとんどがこの用語を用いている。
2. <http://www.aucc.ca/english/dcu/highereducation/overview.html>, p.2.
3. Statistics Canada, (1999), Education in Canada, 1998, Ottawa, Minister of Industry, p. 20.
4. <http://www.aucc.ca/english/dcu/highereducation/overview.html>, p.5.
5. Statistics Canada, op. cit., p. 18.
6. 文部省大臣官房調査統計課『カナダの教育』文部省大臣官房、1978年、109頁。
7. <http://www.aucc.ca/english/dcu/highereducation/overview.html>.
8. Statistics Canada, op. cit., p. 18.
9. <http://www.aucc.ca/english/dcu/highereducation/overview.html>.
10. Statistics Canada, op. cit., p. 18.
11. Ibid., p.17.このように州によって多様なカナダの教育制度の中でも、ケベックは特有の制度を有している。詳しくは次の書を参照されたい。小林順子『ケベック州の教育』東信堂、1994年。
12. <http://www.aucc.ca/english/dcu/highereducation/overview.html>.
13. <http://www.aucc.ca/english/dcu/highereducation/overview.html>.
14. Statistics Canada, op. cit., p. 18.
15. <http://www.aucc.ca/english/dcu/highereducation/overview.html>.

16. Statistics Canada, op. cit., p. 18.
17. <http://www.aucc.ca/english/dcu/highereducation/overview.html>.
18. Statistics Canada, op. cit., p. 95.
19. Ibid., p. 121.
20. Ibid., p. 75.
21. Ibid., p. 121.
22. 但し、準州においては、教育は連邦政府の責任となっている。Giles, T. E., et al., (1994), Educational Administration in Canada, Calgary, Desteling Enterprises Ltd., p. 107.
23. Ellis, John F., 1986, 'Government Policies', Mugridge, Ian, et al., Distance Education in Canada, London, Croom Helm, p.25.
24. Giles, T. E., et al., op. cit., p. 107.但し、職業訓練教育については、連邦政府は批判を避けるため、「教育 (education)」への関与というより「訓練 (training)」への関与であるという立場を、表面上はとっていた。Stevenson, Hugh A., (1981), 'The Federal Presence in Canadian Education 1030-1980', Ivany, J. W., et al. (ed.), op. cit., p. 5. また、軍事サービスに従事している者の子どもへの教育は、憲法第91条に基づき連邦政府がその責任を有する、という見方もできる。Levin, Benjamin, et al., (1994), Understanding Canadian Schools, Toronto, Harcourt Brace & Company Canada Ltd., p. 48.
25. Hargraves, Susan, (1981), 'Federal Intervention in Canadian Education', Ivany, J. W. George, et al. (ed.), Federal-Provincial Relations: Education Canada, Toronto, OISE Press, p.24.
26. Levin, Benjamin, et al., op. cit., p. 148.
27. MacDonald, H. Ian, 'Federal Involvement in Post-Secondary Education', Ivany, J. W. George, et al. (ed.), op. cit., p. 36.
28. それ以前にも、例えば1876年にオンタリオ州キングストンに王立士官学校 (Royal Military College) を連邦政府が直接設立したりしていたが、本格的な関与としては上記の時期に遡ると考えてよいだろう。文部省大臣官房、前掲書、122頁。
29. <http://www.aucc.ca/english/dcu/highereducation/overview.html>.
30. Stevenson, Hugh A., op. cit., p.5.
31. <http://www.aucc.ca/english/dcu/highereducation/overview.html>.
32. Statistics Canada, op. cit., p. 182. 因に過去の数値については、同書のバックナンバーを参照のこと。
33. Ibid., p. 177. 但し、間接的な金銭援助については減少傾向にあることが指摘されている。Keough, Erin M., et al., (1995), 'Policy Approach for Distance and Open Learning in the Information Age', Roberts, Judith M., et al. (ed), Why the Information Highway?, Toronto, Trifolium Books Inc., p. 251.
34. <http://www.aucc.ca/english/dcu/highereducation/overview.html>.
35. Giles, T. E., et al., op. cit., p. 109.
36. MacDonald, H. Ian, op. cit., p. 36. see: Lazer, Harvey, et al., (1994), 'Is There a National

- Dimension to Educational Change? ', Nagy, Philip, et al. (ed.), Is There a National Role in Education? ', Ottawa, The Canadian Education Association and The Canadian Society for the Study of Education, p. 81.
37. Ibid., p.. 96.
 38. Stevenson, Hugh A., op. cit., p. 15.
 39. Jelly, Doris H., 1993, 'Canada in Space ', Journal of Distance Education, 8 : (1) , p. 17.
 40. Keough, Erin M., et al., op. cit., p. 248. その後コミュニケーション省は1992年に産業科学技術省 (Department of Industry, Science and Technology) に合併され、これは1993年には Industry Canadaの一部となった。Ibid., p. 249.
 41. Helm, Barbara, (1989), 'Distance Learning Using Communications Technologies in Canada', Sweet, Robert (ed.), Post-Secondary Distance Education in Canada, Athabasca University and Canadian Society for Studies in Education, p. 121.
 42. Keough, M. Erin, et al., op. cit., p. 253.
 43. Ibid., p. 249.
 44. Ellis, John F., op. cit., p. 26.
 45. Haughey, Margaret, (1989), 'Involvement with Distance Education: Issues for the University ', Sweet, Robert (ed.), op. cit., p. 164.
 46. Bates, Anthony, (1989), ' Diversity or Chaos in Canadian Distance Education? A View From Overseas ', Sweet, Robert, (ed.), op. cit., p.141.
 47. 本稿においては、「通信教育」を「プリント教材を用いた、伝統的な形の遠隔教育」として、遠隔教育を「デリバリー方法に関係なく、教師と学習者が物理的に離れた場所で行われる教育」と、一応定義しておく。
 48. Rothe, J. Peter, (1986), ' An Historical Perspective ' Mugridge, Ian, et al. (ed.), op. cit., p. 6.
 49. Ibid., p.6.
 50. Ibid., p.7.
 51. Ibid., p.7.
 52. Ibid., p. 9.
 53. Ibid., p.11.
 54. Ibid., p. 20.
 55. Bates, Anthony, op. cit., p.137.
 56. Davie, Lynn E., op. cit., p. 58.
 57. Bottomley, John, (1986), 'Production, Storage and Distribution', Mugridge, Ian, et al., op. cit., p. 51.
 58. Helm, Barbara, (1989), ' Distance Learning Using Communications Technologies in Canada', Sweet, Robert, (ed.), op. cit., p. 123.
 59. Burke, Mary Ann, (1998), 'Distance Education: Reducing Barriers', Education Quarterly Review, 5 : (1) , p. 10.
 60. Paul, Ross, (1989), 'Canada's Open Universities: Issues and Prospectives', Sweet, Robert,

(ed.), op. cit., p. 146.

61. Bates, Anthony, op. cit., p. 136.
62. Farrell, Glen M., et al., op. cit., p. 30.
63. Konrad, Abram, et al., (1989), ' Collaboration in Distance Education ', Sweet, Robert, (ed.), op. cit., p. 199.
64. Anderson, Terry, et al., (1989), ' Collaboration in Distance Education: Ontario's Contact North / Contact Nord ', Sweet, Robert, (ed.), op. cit., p. 209.
65. Konrad, Abram, et al., op. cit., p. 201.
66. Technical University of British Columbia, Calendar, (M.S.) , p.27.
67. Haughey, Margaret, op. cit., p. 167.
68. Steinbachs, Jhon,(1999), 'Eights circumpolar nations create new University of the Arctic', National Post, (Canada), May 10, A1-A2.